

## 高齢者障害者等用施設等の適正利用推進キャンペーンについて

一般的な施設を利用することができる方が高齢者障害者等用施設等を利用することで、真に必要とする高齢者、障害者等がこれらの施設等を使用できない、または長時間待たされる等の課題が発生しています。

改正された「高齢者障害者等<sup>※1</sup>の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」では、「高齢者障害者等用施設等<sup>※2</sup>の適正な利用の推進」が、国、地方公共団体、施設設置管理者等、国民の責務として規定され、令和3年4月1日から施行されました。

※1 高齢者、障害者等：高齢者、全ての障害者（身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者、及び発達障害者を含む。）及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれます。

※2 高齢者、障害者等用施設等：旅客施設等のエレベーター、車両等の優先席、バリアフリースイール<sup>※3</sup>、車椅子使用者用駐車施設等を指します。

※3 バリアフリースイール：従来「多機能トイレ」と呼ばれていたものなど、高齢者や障害者等の利用に適正な配慮が必要なトイレを総称して「バリアフリースイール」と表記しています。

その一環として、今般、本年12月3日～令和4年1月7日の約1ヶ月間、高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進に係るキャンペーンを実施し、一般利用者に対するポスター、SNS等による呼びかけを行いたいと考えております。

つきましては、既に皆様のお手元に届いているかと存じますが、高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進を図るためのポスターを作成しましたので、12月以降、駅や社内等に掲出するなど、高齢者障害者等用施設等の適正な利用を推進するため、本キャンペーンにご協力をお願いします。

●参考 11月26日プレスリリース予定

令和3年11月26日  
総合政策局バリアフリー政策課

## 必要としている人がいます！

～「高齢者障害者等用施設等の適正利用推進キャンペーン」を実施します～

国土交通省では、高齢者障害者等用施設等（バリアフリートイレ、車椅子使用者用駐車施設等、旅客施設等のエレベーター、車両等の優先席等）の適正な利用の推進に向けて、キャンペーンを実施し、「心のバリアフリー」を推進します。

### ○キャンペーンポスター



(バリアフリートイレ)



(車椅子使用者用駐車施設等)



(旅客施設等のエレベーター)



(車両等の優先席)

○改正された「高齢者、障害者等<sup>※1</sup>の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」では、「高齢者障害者等用施設等<sup>※2</sup>の適正な利用の推進」が、国、地方公共団体、施設設置管理者等、国民の責務として規定され、令和3年4月1日から施行されました。

○国土交通省では、本施行を踏まえ、高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進のためキャンペーンを実施し、「障害の社会モデル」<sup>※4</sup>の考え方を普及させ、「心のバリアフリー」<sup>※4</sup>を推進します。

※1高齢者、障害者等：高齢者、全ての障害者(身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者、及び発達障害者を含む。)及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれます。

※2高齢者障害者等用施設等：バリアフリートイレ<sup>※3</sup>、車椅子使用者用駐車施設等、旅客施設等のエレベーター、車両等の優先席等を指します。

※3バリアフリートイレ：従来「多機能トイレ」と呼ばれていたものなど、高齢者や障害者等の利用に適正な配慮が必要なトイレを総称して「バリアフリートイレ」と表記しています。

※4「障害の社会モデル」、「心のバリアフリー」：別紙を参照

### ～高齢者障害者等用施設等の適正利用推進キャンペーン～

#### 【キャンペーン期間】

令和3年12月3日(金)～令和4年1月7日(金) ※12月3日(金)～12月9日(木)(障害者週間)

#### 【キャンペーン内容】

■ポスターの一齐掲示及びチラシの配布(別紙)

※協力依頼先…公共交通事業者等、ショッピングセンター、百貨店、ビル、道の駅、高速道路会社、地方公共団体等

■国土交通省の公式ツイッター等を活用し、キャンペーン実施の周知

■バリアフリー教室における高齢者障害者等用施設等の適正利用に関する講座の開催

#### <問い合わせ先>

国土交通省総合政策局バリアフリー政策課 担当：山尾、大山、渡辺

TEL：03-5253-8111(内線 24-215,25-518,25-514),03-5253-8307(直通),FAX：03-5253-1552

## 「障害の社会モデル」

「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、**社会的障壁を取り除くのは社会の責務である**とする考え方

(「ユニバーサルデザイン2020行動計画」2017年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)

## 「心のバリアフリー」

「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」

(「ユニバーサルデザイン2020行動計画」2017年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)

### <「心のバリアフリー」体现のポイント>

- (1) 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- (2) 障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。
- (3) 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

# エレベーターでしか 移動が難しい方がいます。



障害のある方



高齢の方



障害のある方  
けがをされている方



妊娠中の方



乳幼児運れの方



内部障害のある方



ベビーカーマーク



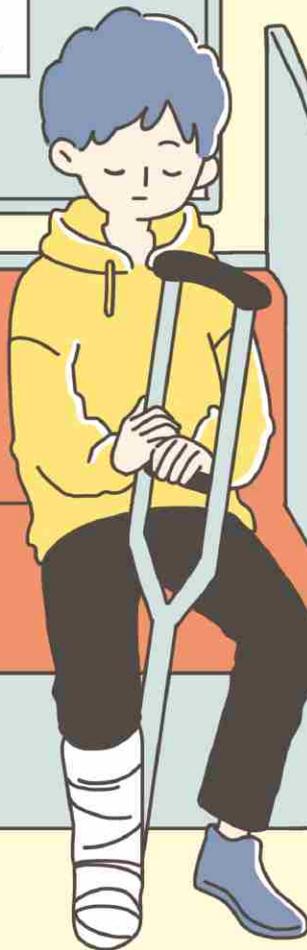
ヘルプマーク



マタニティマーク

改正バリアフリー法では、新たにエレベーターを含む、「高齢者、障害者等用施設等の適正な利用の推進」が国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務となりました(令和3年4月施行)。

座席を必要として  
いる方がいるよ。



高齢の方



障害のある方  
けがをされている方



内部障害の  
ある方



乳幼児  
連れの方



妊娠中の方



ヘルプ  
マーク

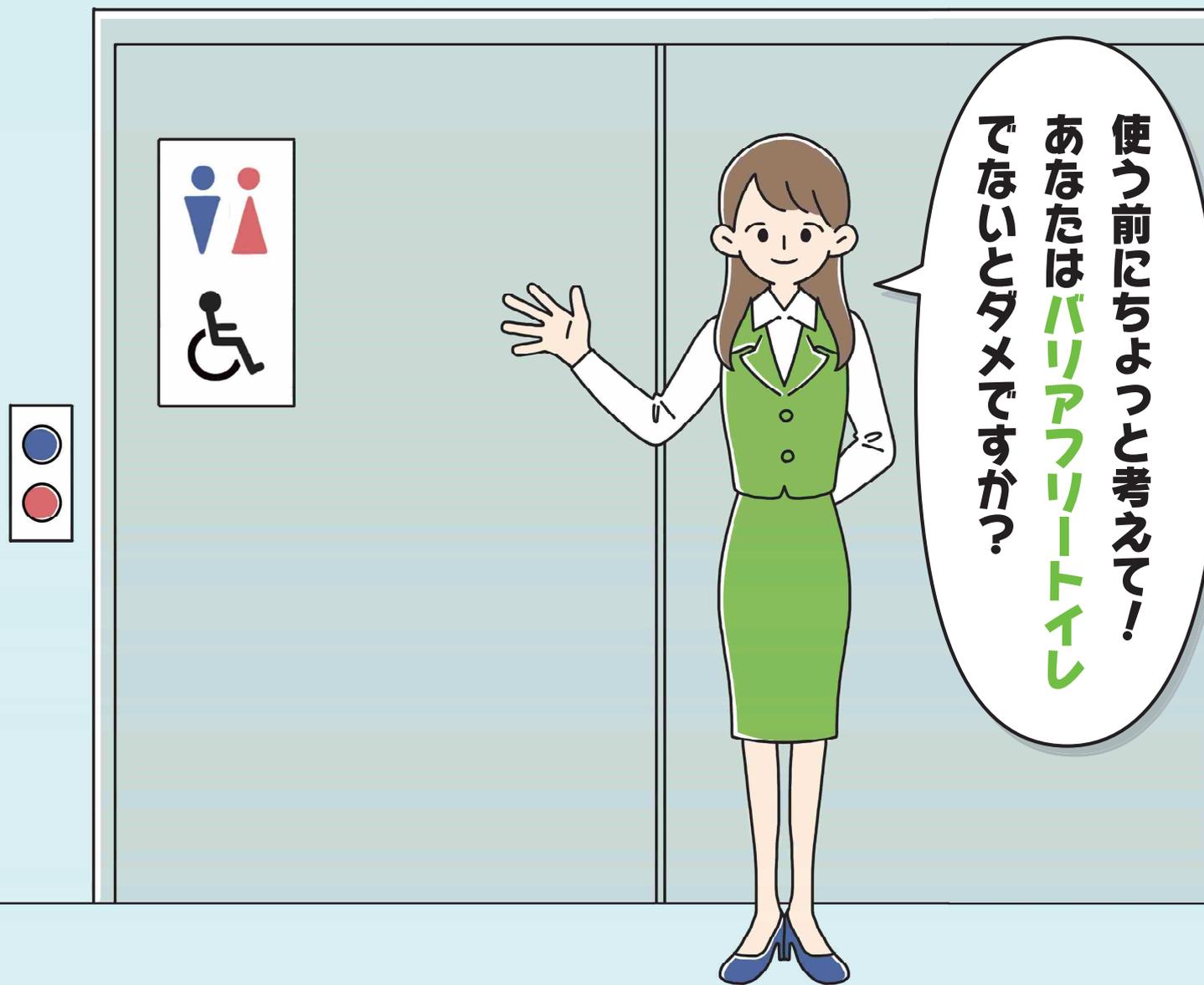


マタニティ  
マーク



改正バリアフリー法では、新たに鉄道等の優先席を含む、「高齢者、障害者等  
用施設等の適正な利用の推進」が国・地方公共団体・国民・施設設置管理者  
の責務となりました(令和3年4月施行)。

# 広いスペースの バリアフリートイレを 必要としている方が困っています。



必要のない方は一般トイレをご利用ください。

改正バリアフリー法では、新たにバリアフリートイレを含む、「高齢者、障害者等用施設等の適正な利用の推進」が国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務となりました(令和3年4月施行)。

従来「多機能トイレ」と呼ばれていたものなど、高齢者や障害者等の利用に適正な配慮が必要なトイレを総称して「バリアフリートイレ」と表記しています。

# みんなで知ろう! バリアフリートイレのこと

▶ バリアフリートイレとは、次のような方々に使われるトイレの総称です。

## 車椅子使用者

- 車椅子を回転できる広いスペースが必要
- 便器に移乗するために手すりを使用
- おむつ交換などの介助や衣類の脱着に大型ベッドを使用



## 発達障害など同伴が必要な人

- 異性が同伴で入れるトイレが必要
- 見た目はわからなくても介助が必要



## 乳幼児連れの人

- ベビーカーで入るために広いスペースが必要
- 子供を座らせるためにベビーチェアを使用
- おむつ替えをするために着替え台やおむつ交換台を使用



## オストメイト(人工肛門等保有者)

- パウチ(便をためておく装具)から排泄するために汚物流しを使用



▶ こんな困りごとがあります。

バリアフリートイレが本来必要のない人によって使用されると、ここしか使えない車椅子使用者などが困ってしまいます。

- 男女共用のバリアフリートイレしか使えない人もいます。
- トイレ内の閉ボタンを押して外に出ると、施錠されて外から開けられなくなってしまうことがあります。
- 大型ベッドやおむつ交換台がたたまれていないと、車椅子使用者などが出入りできないことがあります。



▶ 機能分散が進められています。

- 車椅子使用者用トイレへの利用集中を避けるため、オストメイト対応設備が必要な方や乳幼児連れの方のための設備を一般トイレ内へ分散させる取組が徐々に進んでいます。

### 〈トイレの機能分散化の整備事例〉



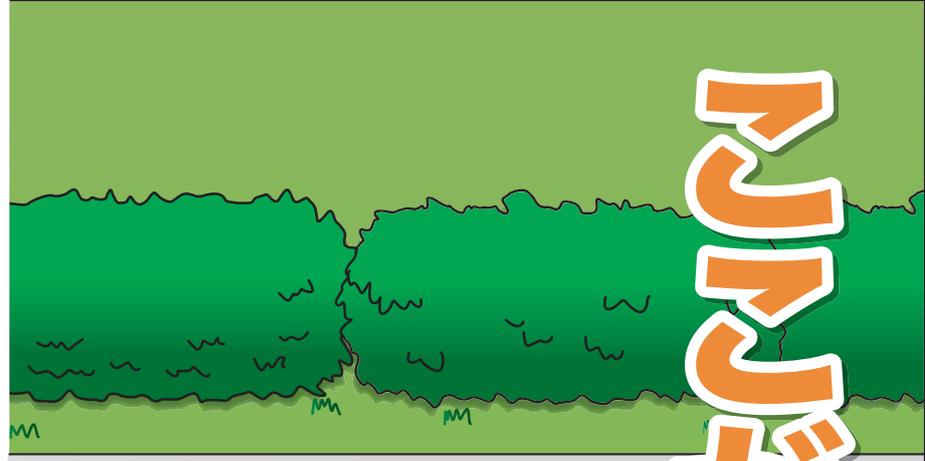
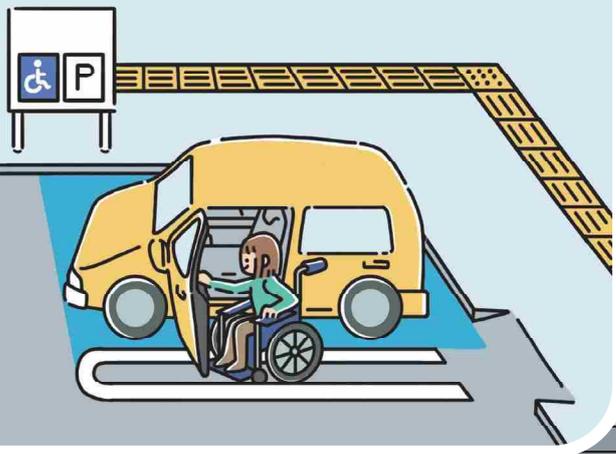
オストメイト対応設備

提供：東京都



乳幼児連れ用設備

提供：大阪市高速電気軌道(株)



幅の広い駐車区画が必要ですよ。



車椅子使用者は、クルマの乗り降りに  
広いスペースを必要としています。

幅の広い駐車区画を必要としない方は  
一般区画に駐車しましょう。

改正バリアフリー法では、新たに車椅子使用者用駐車施設等を含む、「高齢者、障害者等用施設等の適正な利用の推進」が国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務となりました(令和3年4月施行)。



# 車椅子使用者用駐車施設等の適正利用の取組

車椅子使用者等、乗降時に幅**3.5m**の区画が必要な人が対象です。

## 車椅子使用者用駐車施設とは



提供：福島県



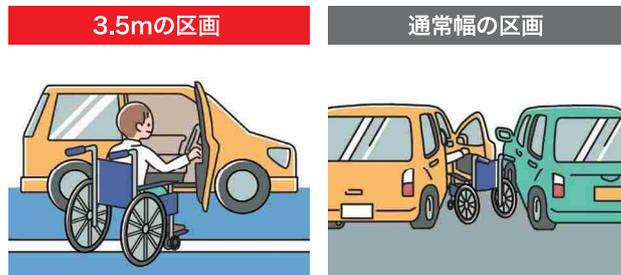
障害者のための国際シンボルマーク

- 車椅子使用者用駐車施設とは、バリアフリー法において設置が義務付けられた幅の広い(3.5m以上)区画です。
- 車椅子使用者等は、乗降時に車椅子を置くなどが必要で、幅の広い区画でないと乗降ができません。

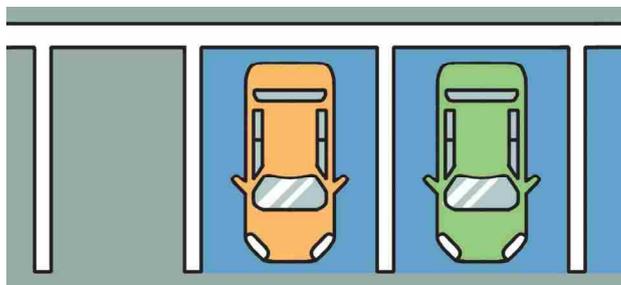
このようなデザインの区画には、一般の方をはじめとする幅の広い区画を必要としない方は駐車しないようにしましょう!!

## こんな困りごとがあります

- 幅の広い区画がないと駐車しても乗り降りができない。



- 一般車が停まっているとそもそも駐車できない。



## パーキング・パーミット制度とは

※全国の自治体が独自に設けている制度で、「おもいやり駐車場制度」「障害者用駐車区画利用証」など名称は異なります。

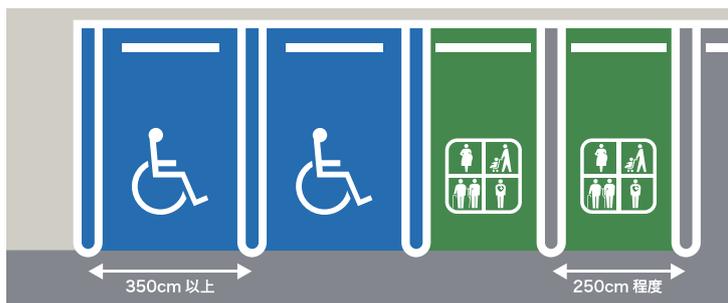
- 施設管理者の協力のもと、幅の広い車椅子使用者用駐車施設や通常幅の専用区画について、条件に該当する希望者が使用できる利用証を交付する制度です。
- 平成18年度以降、令和3年7月1日現在で40府県4市において導入されており、また、自治体間での相互利用の取組も進められています。
- 障害者等用駐車区画を利用できる対象者の範囲は、自治体ごとにあらかじめ設定されています(一律ではありません)。
- 歩行が困難でも乗降時に幅の広い区画は必要としない人もいますので、車椅子利用者等のための幅の広い区画に加えて、施設の出入口に近い3.5m未満の通常の幅の駐車区画もパーキング・パーミット制度の対象となる取組が行われています。

以下のような方々がパーキング・パーミット制度の対象とされている場合があります。

※自治体・施設によって対象者は異なります。



〈利用証(大阪府)〉



〈パーキング・パーミット制度の駐車区画イメージ〉